

カナダの政治制度

▼オタワ川沿いの丘の上に立つ連邦議事堂。



もともと英国植民地であったカナダは、一八六七年七月一日、英国政府が制定した「英領北アメリカ条例」により、「自治領カナダ連邦（ドミニオン・オブ・カナダ）」として発足した。そして現在も、カナダは（英）連邦諸国の「自由な統合」を象徴するエリザベス女王を元首に戴く立憲君主国である。このため、カナダがいまだに英国の自治領ないしは植民地である、と信じている人は以外と多い。

しかし、これは誤解であって、カナダは、現在、れっきとした独立国だ。

すなわち、「英領北アメリカ条例」によって、カナダ連邦の主権はイギリス国王（当時はビクトリア女王）に属し、国王が任命するカナダ総督が自治連邦の政治を執行することになったが、第一次大戦の前後から、内政、外交両面における実質的独立への気運が高まった。第一次大戦が終結すると、連合軍と共に戦ったカナダはベルサイユ講和会議に単独参加を求められただけでなく、国際連盟の原締約国のひとつとなった。そして、一九二六年末、ロンドンで開かれた英帝国会

議は、英本国とその自治領は同等の資格で英連邦を結成することを宣言（一九三一年のウェストミンスター条約で法制化）、カナダは他の英国自治領とともに、内政上、外交上、完全な主権国家となった。その間、一九二七年には米国と、翌年にはフランスと、翌々年の一九二九年には日本と公使を交換し、独自に外交問題を処理するようになる。

また、国内においても、英国の支配は徐々に弱まり、英国女王であり、かつカナダを含む旧英連邦諸国の女王でもあるエリザベス女王の権限は、いまや名目上のものに限られ、さらに国王（女王）を代表する総督も、カナダ人の中から任命されるようになった。一九四九年には、「英領北アメリカ条例」が修正され、カナダ議会は連邦に関する憲法（英領北アメリカ条例）修正権を獲得した。そして、五一年、国名も、これまでの「自治領カナダ」（ドミニオン・オブ・カナダ）から、「カナダ」に変更され、カナダは名実ともに独立国となった。

さて、すでに述べたように、カナダは国王（現在はエリザベス女王）を主権者とする立憲君主制の連邦国で、議会民主主義の政体をとっている。連邦政府は、国王（総督が代行）、枢密院、内閣からなる行政府、国王、上院、下院からなる立法府、およびカナダ最高裁判所、カナダ財務裁判所、州最高裁判所などからなる司法府で構成され、また各州政府は国王を代表する副総督、州首相が率いる州議会（一院制）、州裁判所で構成される。

憲法 国家の基本法である憲法は、米国や日本のように具体的な、一つの文書の形をとる場合もあるが、英国などでは

「米国憲法」や「日本国憲法」に相当するものはなく、その憲法はいくつかの文書や憲法解釈、慣習、条例などから成っている。

カナダも英国同様、国の統治権や国家机关の機能などに関するまとまった文書はない。一応、カナダ連邦結成の基礎となった「英領北アメリカ条例」が、カナダ憲法の基本法とされているが、「カナダ憲法」はそれだけではなく、その他の英国条例（例えばウェストミンスター条例）、英国枢密院令、王位継承や総督、政府機関、選挙などに関するカナダ議会の条例、諸条例の司法解釈、慣習、慣行などを含む。

「英領北アメリカ条例」を含め、憲法の骨組みが英国で制定または慣習として発展したものであるため、主権国家カナダにとって、いろいろとそぐわない部分もでてきた。カナダにはもともと憲法修正権はなかったが、除々に——特に一九四九年の英国議会による「英領北アメリカ条例」の修正によって——カナダ議会の憲法問題に関する権限は強化されてきた。この四九年の修正により、カナダ議会は連邦と各州政府間の権限配分、公用語、学校教育などに関する部分を除いて、憲法を修正できるようにになった。理論的には、英国議会は、何の制約もなしにカナダに対する憲法法令制定権を今だに保持しているが、実際上は、右にあげたカナダの立法権に属しない、ごく限られた特定事項を除き、英国議会はこの権限を行使しない。つまり、カナダの要請と同意がない限り、英国議会はカナダに影響するいかなる法令も通さない。逆に、これまでカナダからの修正要請に

対して、英国はいつでもそれに応じてきている。

憲法を「カナダ化」する試みは、カナダの大きな課題として、何度もなされてきた。特に、一九六八年二月からビクトリア憲法会議が開かれた一九七一年六月までに、連邦と各州政府間で八回も会議が開かれた。その結果、憲法改正手続き、

基本的な人権、連邦・各州政府間の権限配分などを成文化した憲法草案を仕上げたが、権限配分などで全州の合意が得られぬまま、今日に至っている。



▲エリザベス女王とレジェ総督。

現行制度の特徴をいくつか上げてみると。

○連邦制——カナダは十州、二準州からなる連邦国家である。連邦政府は国防、外交、通商、郵政、通貨、財政、運輸、刑法、徴税など、国家的性格をもった事項を司り、各州政府は州内の財産、公民権、教育、保健、州裁判所の運営、免許などの分野で権限を行使する。

○議員内閣制——カナダにおける政策は、すべて上下両院からなる立法府が制定する。行政の全権は、下院第一党の党首である総理大臣が率いる内閣に委任されている。

○基本的人権——言論の自由などの基